

参考資料一 1	令和元年 5 月 27 日
第 1 回木津川市廃棄物減量等推進審議会	

木津川市廃棄物減量等推進審議会運営内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 19 年木津川市条例第 145 号。）に基づき設置する木津川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開閉)

第 2 条 審議会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(発言)

第 3 条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第 4 条 審議会の議事は、出席委員の過半数以上の賛同をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の会議記録)

第 5 条 議長は、次に掲げる事項を記録したもの（以下「会議記録（別記様式第 1 号）」という。）を作成し、保存するものとする。

（1）審議会の日時及び場所

（2）出席した委員等の氏名

（3）審議会の議題

（4）審議会内容

（5）その他議長が必要と認めた事項

2 会議記録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員 1 名が署名する。

(会議記録等の公開)

第 6 条 会議記録及び審議会資料は、原則として公開する。

2 会議記録及び審議会資料の公開の方法は、まち美化推進課において閲覧するものとする。

(審議会の公開)

第7条 審議会は、公開とする。ただし、公開することで会議の運営に支障が生じると認められるときは、審議会に諮って非公開とすることができます。

(傍聴)

第8条 審議会を傍聴しようとする者は、木津川市廃棄物減量等推進審議会傍聴人受付簿（別記様式第2号）に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第9条 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて議長が調整する。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器又はスピーカー類を持っている者

(5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第14条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの内規に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第16条 この内規に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この内規は、平成22年8月18日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

廃棄物減量等推進審議会審議会 会議結果

会議名			
日時			場所
出席者	委員		
	その他出席者		
	庶務		
議題			
会議経過			
その他特記事項			
署名欄	<u>木津川市廃棄物減量等推進審議会 議長</u> ㊞ _____ ㊞		

別記様式第2号（第8条関係）

木津川市廃棄物減量等推進審議会

傍聴人受付簿

1 審議会の内容

審議会名	
開催日時	
開催場所	
特記事項	

2 傍聴希望者

氏名	住所